

自治会長 各位

宝塚を美しくする市民運動推進本部
本部長 宝塚市長 山 崎 晴 恵
宝塚市自治会連合会
会 長 岡 野 多 穂
宝塚市自治会ネットワーク会議
代 表 松 村 孝 三

令和 6 年度第 2 回「宝塚を美しくする市民運動」の実施について

秋晴の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

昭和 57 年度から毎年 2 回（春・秋）実施しております「宝塚を美しくする市民運動」につきましては、皆様方のご協力とご参加により多大の成果をあげる事ができていました事、厚くお礼申し上げます。

宝塚市では、空き缶や吸い殻等のばい捨て禁止や喫煙者の責務として歩きたばこをしないようにすること等を定めた「宝塚市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例」を平成 27 年 7 月 1 日から施行しております。今後も「クリーン都市・宝塚」の実現を目指して、街の美化を推進していきます。

本運動実施期間中には、自治会等による散乱ごみ等の一斉清掃のほか、宝塚市及び兵庫県では主要道路の不法看板撤去や道路清掃などを実施します。

つきましては、貴自治会におかれましても、本運動の趣旨にご賛同賜り、散乱ごみ等の清掃運動に積極的にご参加下さいますようお願いいたします。

なお、収集体制その他の準備の都合のため、実施される自治会（不参加のときは連絡不要）につきましては、同封の**実施計画票（市提出用）＝色紙別紙（P. 5）**に、ご記入のうえ、**必ず集積場所の地図を添付し必ず 10 月 7 日（月）～ 11 月 5 日（火）の間（土日祝を除く）**に下記までご提出ください。

会長の変更等により、旧会長に送付された時は、至急新会長への引継をお願いいたします。

※ 次頁及び実施要領に、実施にあたっての注意事項等を記載しておりますので、必ずお読みのうえ、ご協力をお願いいたします。

※ 一斉清掃に関して、お見舞い程度ですが行事保険に加入しております。参加者の方が、清掃時にけが等された場合には、下記事務局までご連絡ください。

提出先 →→→ 宝塚を美しくする市民運動推進本部 事務局
宝塚市環境部 生活環境課（市役所 2 階）
TEL 0797-77-2074

【ごみの集積場所について】

- ・ ごみの集積場所は、通常のごみステーション以外で、一斉清掃用の臨時のごみ集積場所を設置してください。
- ・ 収集作業を円滑に進めるため、収集車が進入できる通路のある場所をお願いします。
(収集車が進入できないと、収集できない場合があります。)
- ・ 収集漏れ防止のため、決定した集積場所について参加者へ周知・再確認をお願いします。

【実施計画票の提出について】

- ・ 直接、生活環境課 窓口に提出をお願いします。
- ・ 実施計画書に添付していただく集積場所の地図については、今回、できるだけ新たに作成していただくようご協力ください。(特に印刷が薄くなっているものや集積場所がわかりづらくなっているものは、必ず更新してください。)

【ごみ袋の配布について】

- ・ ごみ袋について個別配達はしておりませんので、実施計画票提出時に、生活環境課窓口でお受け取り下さい。

※ 実施計画票を、郵送・FAXで提出される場合も同様です。

- ・ ごみ袋準備の都合により、10月7日～11月5日を配布期間とさせていただきます。

【ごみ袋の希望枚数について】

- ・ 希望枚数については、参加者数を把握のうえ、過去の収集実績量等を参考にさせていただき、必要最小限でお願いします。

※その他、よくあるお問い合わせ※

【実施計画表の提出について】

- ・ 会長が忙しく来庁が困難である → 来庁可能な方でしたら、どなたでも結構です。
内容で確認が必要となった場合は、後日会長へ連絡します。

【ごみ袋の希望枚数について】

- ・ 一斉清掃以外の清掃活動に使用したい。 → 配布するごみ袋は、一斉清掃専用です。
それ以外の清掃活動用は、各自治会等でご用意ください。

【集積場所の添付地図について】

- ・ 地図の同封がなかったが・・・ → 清掃区域（加入区域）の把握をしておりませんので、各自治会で作成をお願いいたします。
- ・ 前回と同じなので、省略したい → 年々地図も見にくくなり、集積場所等が分かりにくくなっています。今回、新たに更新していただくようお願いします。

「宝塚を美しくする市民運動（市民一斉清掃）」実施要領

1 実施日 2024年11月10日（日） 午前中

2 雨天時の対応

※ 小雨の場合は収集予定。（小雨決行）

なお、天候状況（強雨等）により、当日の**収集中止**については、午前7時30分時点で市で決定します。確認していただく際は生活環境課（0797-77-2074）までお問い合わせいただくかホームページ（当日7時30分に更新します。）をご覧ください。

収集中止の場合は、11月17日（日）に延期し収集を実施します。日程の都合上、やむを得ず延期せず当日実施される自治会は、必ず生活環境課にご連絡ください。

（延期実施への参加・不参加は、各自治会で決定していただいて結構です。）

3 実施内容

- ① 生活道路、公園、小河川、駅周辺等**公共的な場所に散乱する空き缶、空き瓶、紙くず等の清掃及び雑草等の刈り取り。**
- ② 道路側溝（みぞ）の泥あげ清掃等。

4 「実施計画票」についてのお願い

- ① 「実施計画票」は、**必ず期日（11月5日）までに提出をお願いします。**

★集積場所地図の印が不鮮明な場合、取り漏れが発生しやすくなります。過去に取り漏れが発生している場所については、周辺の目印や○×印等を判りやすく記載してください。

- ② 「実施計画票」の内容に変更（特に、**ごみ・泥の集積場所の変更や増減**）が生じないよう事前に充分調整されたうえで、提出をお願いします。

※例年どおりの集積場所である場合も、参加される方へ周知・再確認をお願いします。

- ③ 集積場所（地図に表示し添付）は、通常のごみステーション以外にいただき、必ず収集車の通れる道路で一斉清掃用の臨時のごみステーションを設置して下さい。収集車が入れない場所に出されると、収集はできませんのでご注意ください。

5 実施にあたってのお願い

- ① 『ごみ』については、『燃やすごみ・かん/びん・ペットボトル』の分別の表記もお願いします。
- ② 『泥』については、地図に標示がある場合でも、袋に入れられると『ごみ』と間違えられ、収集車両が通過する事が予想されます。また、水切りの効果もありますので、できる限り野積みでお願いします。急な傾斜地等で仕方なくごみ袋に入れられる場合は、目立つように『泥』の表示をしてください。

- ③ 今回の清掃については、地域の散乱ごみ及び道路側溝の清掃が対象です。樹木の剪定や葉刈り等のごみは、リサイクル処理が可能な場合や、収集業務に支障が出る恐れがありますので、原則対象としておりません。

日程等の都合上、やむをえず当日実施を検討されている自治会は、必ず事前に生活環境課へご連絡ください。

- ④ また、公園や残存緑地等の葉刈りについて実施を検討されている自治会は、管理担当である公園河川課（TEL 0 7 9 7－7 7－2 0 2 1）と必ず事前協議してください。

※ 公園・街路樹について、公園河川課が樹木の剪定等を含む管理を行っています。一斉清掃時のみに限らず、一年を通じて葉刈りをされる際は、同様に必ず同課と協議を行ってから実施してください。

- ⑤ 粗大ごみ・自転車等（私有地内や家庭内から出た粗大ごみを含む）は、一切収集できません。たとえ、不法投棄による粗大ごみ等であっても、一斉清掃では収集できません。

※ もし、不法投棄物を発見された場合は、決して移動させず現状のままにし、その投棄場所の土地所有者又は管理責任者（道路や市の管理地の場合は、一斉清掃実施日翌日以降に生活環境課へ直接ご連絡下さい。）に通報してください。（万一、移動等された場合、自治会において処分をしていただく事にもなりますので、必ず守ってください。）

不法投棄物の扱いは、一年を通じて同様の対処をお願いします。

- ⑥ その他、注意事項について別紙回覧にも記載していますので、併せてご確認のうえ参加者への周知をお願いします。

- ⑦ 以下の収集漏れがあれば、（翌日からの連絡先）下記まで、ご連絡下さい。

『ごみ』は、生活環境課（TEL 0 7 9 7－7 7－2 0 7 4）

『泥』は、道路管理課（TEL 0 7 9 7－7 7－2 0 9 5）

上記④は、公園河川課に事前協議をしてください。

（TEL 0 7 9 7－7 7－2 0 2 1）

※ 個別に連絡をいただきますと重複する恐れがありますので、会長等代表の方がとりまとめのうえ、各担当課へご連絡ください。

市提出用

(市役所2F 生活環境課あて)

令和6年度 第2回宝塚を美しくする市民運動(散乱ごみ、泥回収運動)

実 施 計 画 票

11月10日実施分

自治会名・会長名		_____ 自治会(会長名 _____)		
		[住所] 宝塚市 _____		
		[電話] (_____) _____		
実施の有無 (どちらかに○を) 参加予定人員		雑草・散乱ごみの収集	側溝等の泥あげ	参加予定人員
		する ・ しない	する ・ しない	約 _____ 人
		当日の実施予定時間	: _____ ~ _____	: _____
連絡先	連絡先が 自治会長以外 の時のみ記入	[氏名] _____ [電話] _____ (_____) [住所] 宝塚市 _____		
※ 裏面の注意事項も必ずお読みのうえ、提出をお願いいたします。 (注意事項について、別途配布しております会長用案内にも記載してあります。)				
※ 集積場所を検討のうえ、収集指示用の地図を作成して下さい。 (前回と同じ場合も必ず地図は添付して下さい。) ※ ごみ・泥とも、収集車が進入できる通路のある場所をお願いします。				
散乱ごみ 集積場所		※ 収集漏れを防ぐため数を極力少なくし、できるだけ広い場所をお願いします。 ※ 赤マジックで○印をつけて場所を表示して下さい。 【地図は1枚で、ごみ○と泥×で記入してください。】		
側溝等の泥 集積場所		【決定した集積場所は、毎回参加者へ周知をお願いいたします。】 ※ 泥を集積する場所を、具体的に記入して下さい。 ※ 赤マジックで×印をつけて場所を表示して下さい。		
ごみ袋希望枚数		[_____ 枚] ※ 参加者数ではなく 今回使用する必要最少限度でお願いします。 (未記入の場合は不要と判断させていただきます。)		
※ その他連絡事項がある場合は、窓口でお伝えください。 ※ 窓口へお越しになる前・後に連絡事項がある場合は、 生活環境課 TEL0797-77-2074 へご連絡ください。				

提出期限
11月5日

受付日

月

日

受付者

No.

【ごみの集積場所について】

- ・ ごみの集積場所は、通常のごみステーション以外で、一斉清掃用の臨時のごみ集積場所を設置してください。
- ・ 収集作業を円滑に進めるため、収集車が進入できる通路のある場所をお願いします。
（収集車が進入できないと、収集できない場合があります。）
- ・ 収集漏れ防止のため、決定した集積場所について、参加者へ周知・再確認をお願いします。

【実施計画票の提出について】

- ・ 直接、生活環境課 窓口に提出をお願いします。
- ・ 実施計画書に添付していただく集積場所の地図については、今回、できるだけ新たに作成していただくようご協力ください。（特に印刷が薄くなっているものや集積場所がわかりづらくなっているものは、必ず更新してください。）

【ごみ袋の配布について】

- ・ ごみ袋について個別配達はしておりませんので、実施計画票提出時に、生活環境課 窓口でお受け取り下さい。

※ 実施計画票を、郵送・FAXで提出される場合も同様です。

- ・ ごみ袋準備の都合により、10月7日～11月5日を配布期間とさせていただきます。

【ごみ袋の希望枚数について】

- ・ 希望枚数については、参加者数を把握のうえ、過去の収集実績量等を参考にしてください、必要最小限でお願いします。

※その他、よくあるお問い合わせ※

【実施計画表の提出について】

- ・ 会長が忙しく来庁が困難である → 来庁可能な方でしたら、どなたでも結構です。
内容で確認が必要となった場合は、後日会長へ連絡します。

【ごみ袋の希望枚数について】

- ・ 一斉清掃以外の清掃活動に使用したい。 → 配布するごみ袋は、一斉清掃専用です。
それ以外の清掃活動用は、各自治会等でご用意ください。

【集積場所の添付地図について】

- ・ 地図の同封がなかったが・・・ → 清掃区域（加入区域）の把握をしていないので、各自治会で作成をお願いいたします。
- ・ 前回と同じなので、省略したい → 年々地図が見にくくなり、集積場所等が分かりにくくなっています。今回、新たに更新していただくようお願いします。

記載例（表面）

市提出用

（市役所2F 生活環境課あて）

令和6年度 第2回宝塚を美しくする市民運動（散乱ごみ、泥回収運動）

実施計画票

11月10日実施分

自治会名・会長名	たから 自治会（会長名 宝塚すみれ ） [住所] 宝塚市 東洋町1-1 [電話] (71) 1141		
実施の有無 （どちらかに○を） 参加予定人員	雑草・散乱ごみの収集	側溝等の泥あげ	参加予定人員
	する ・ しない	する ・ しない	約 100 人
	当日の実施予定時間	9:00 ~	12:00
連絡先	連絡先が 自治会長以外 の時のみ記入	[氏名] [住所] 宝塚市	[電話] ()
※ 裏面の注意事項も必ずお読みのうえ、提出をお願いいたします。 （注意事項について、別途配布しております会長用案内にも記載してあります。）			
※ 集積場所を検討のうえ、収集指示用の地図を作成して下さい。 （前回と同じ場合も必ず地図は添付して下さい。） ※ ごみ・泥とも、収集車が進入できる通路のある場所をお願いします。			
散乱ごみ 集積場所	※ 収集漏れを防ぐため数を極力少なくし、できるだけ広い場所をお願いします。 ※ 赤マジックで○印 をつけて場所を表示して下さい。 【地図は1枚で、ごみ○と泥×で記入してください。】		
側溝等の泥 集積場所	【決定した集積場所は、毎回参加者へ周知をお願いいたします。】 ※ 泥を集積する場所を、具体的に記入して下さい。 ※ 赤マジックで×印 をつけて場所を表示して下さい。		
ごみ袋希望枚数	[80 枚] ※ 参加者数ではなく 今回使用する必要最少限度でお願いします。 （未記入の場合は不要と判断させていただきます。）		
※ その他連絡事項がある場合は、窓口でお伝えください。 ※ 窓口へお越しになる前・後に 連絡事項がある場合は 、 生活環境課 TEL0797-77-2074 へご連絡ください。			

提出期限
11月5日

受付日

月

日

受付者

No.

記載例(裏面)

【ごみの集積場所について】

- ・ ごみの集積場所は、通常のごみステーション以外で、一斉清掃用の臨時のごみ集積場所を設置してください。
- ・ 収集作業を円滑に進めるため、収集車が進入できる通路のある場所をお願いします。
(収集車が進入できないと、収集できない場合があります。)
- ・ 収集漏れ防止のため、決定した集積場所について、参加者へ周知・再確認をお願いします。

【実施計画票の提出について】

- ・ 直接、生活環境課 窓口に提出をお願いします。
- ・ 実施計画書に添付していただく集積場所の地図については、今回、できるだけ新たに作成していただくようご協力ください。(特に印刷が薄くなっているものや集積場所がわかりづらくなっているものは、必ず更新してください。)

【ごみ袋の配布について】

- ・ ごみ袋について個別配達はしておりませんので、実施計画票提出時に、生活環境課窓口でお受け取り下さい。

※ 実施計画票を、郵送・FAXで提出される場合も同様です。

- ・ ごみ袋準備の都合により、10月7日～11月5日を配布期間とさせていただきます。

【ごみ袋の希望枚数について】

- ・ 希望枚数については、参加者数を把握のうえ、過去の収集実績量等を参考にいただき、必要最小限でお願いします。

※その他、よくあるお問い合わせ※

【実施計画表の提出について】

- ・ 会長が忙しく来庁が困難である → 来庁可能な方でしたら、どなたでも結構です。
内容で確認が必要となった場合は、後日会長へ連絡します。

【ごみ袋の希望枚数について】

- ・ 一斉清掃以外の清掃活動に使用したい。 → 配布するごみ袋は、一斉清掃専用です。
それ以外の清掃活動用は、各自治会等でご用意ください。

【集積場所の添付地図について】

- ・ 地図の同封がなかったが・・・ → 清掃区域(加入区域)の把握をしていませんので、各自治会で作成をお願いいたします。
- ・ 前回と同じなので、省略したい → 年々地図も見にくくなり、集積場所等が分かりにくくなっています。今回、新たに更新していただくようお願いします。

回 覧										

「宝塚を美しくする市民運動（市民一斉清掃等）」の実施について

宝塚市

宝塚市自治会連合会

宝塚市自治会ネットワーク会議

1 実 施 日 2024年11月10日（日）

（一斉清掃日）

2 雨天時の対応

※ 小雨の場合は収集予定。（小雨決行）

なお、天候状況（強雨等）により、判断が難しい場合は各自治会長及び役員の方まで、お問い合わせください。

10日中止による延期実施の場合は、11月17日（日）とします。

（延期実施の場合の参加・不参加は、各自治会で決定していただいております。）

3 実施にあたってのお願い

【ごみ・泥の集積場所について】

- ・各集積場所は、参加される自治会で決めていただいた場所となっています。
- ・集積場所を役員等に確認のうえ、出してください。決められた場所以外に出された場合は、収集できません。場所の変更・追加等は、各自治会等役員へご相談ください。

※近年、地図に記入のない場所へ泥上げをされ、取り漏れとなるケースが増えていきます。特に取り漏れが多い場所については、届出されている場所かを役員等へ確認して下さい。

【清掃について】

- ・今回の清掃については、**地域の散乱ごみ**及び**道路側溝の清掃**が対象です。
- ・樹木の剪定や葉刈り等のごみは、リサイクル処理が可能な場合や、収集業務に支障が出る恐れがありますので、原則として対象となりません。
やむをえず実施を検討される場合は、各自治会長及び役員の方を通して、必ず生活環境課までご連絡ください。

※ 公園や残存緑地等についての管理は公園河川課で行っています。葉刈り等は、必ず公園河川課と協議をし、無断で葉刈りはしないでください。

【側溝の清掃について】

- ・側溝に捨てられた空き缶・空き瓶はごみ袋に入れて、泥とは別にして散乱ごみ集積場所に出して下さい。
- ・泥は水切りが必要なため、出来るだけごみ袋に入れないで下さい。
「ごみ」は袋で！！「泥」は野積みで！！が原則です。
(急な傾斜地等で仕方なくごみ袋に入れる場合は、目立つように『泥』の表示をして下さい。)

【粗大ごみ・不法投棄ごみについて】

- ・**粗大ごみ・自転車等(私有地内や家庭内から出た粗大ごみを含む)は、一切収集できません。**
 - ・たとえ、不法投棄による粗大ごみ等であっても、一斉清掃では収集できません。
※もし、不法投棄物を発見された場合は、決して移動させず現状のままにし、その投棄場所の土地所有者又は管理責任者(道路や市の管理地の場合は、生活環境課へ直接ご連絡下さい。)に通報してください。(万一移動等された場合、自治会において処分をしていただく事となりますので、必ず守ってください。)
- 不法投棄物の扱いは、一年を通じて同様の対処をお願いします。

【ごみの分別・排出について】

- ・ごみは、【もえるごみ(紙屑等)・雑草】【空き缶・空き瓶】【ペットボトル】に分別して、ごみ袋にそれぞれ入れて、《あらかじめ決められた集積場所》に出して下さい。
(配付以外のごみ袋に入れる場合は、透明または半透明のごみ袋を使用して下さい。)
- ・雑草は根の土をよく払ってから、ごみ袋に入れて集積場所に出して下さい。

【ごみの収集について】

- ・「ごみ」と「泥」は、別々に回収していきます。

【一斉清掃に関する連絡先について】

- ・その他、不明な点等ありましたら、自治会長用通知に詳細や連絡先を記載していますので、各自治会長及び役員の方を通して、ご連絡下さい。

【一斉清掃における「けが」について】

- ・一斉清掃に関して、市で行事保険に加入しております。清掃時にけが等された場合には、各自治会長及び役員の方を通して、ご連絡下さい。

～各種問い合わせに関してのお願い～

- ・すべての連絡、問い合わせに関して、重複通報による混乱を避けるため、出来る限り各自治会長及び役員の方を通し、とりまとめのうえご連絡いただきますよう、ご協力お願いいたします。

「宝塚を美しくする市民運動」の一斉清掃日は毎年、

春季→ 5月 第3日曜日

秋季→ 11月 第2日曜日 です。